

新型コロナウイルス感染症 診断・再登校日証明書 (小学校・中学校用)

・保護者の方へ

学校感染症は学校保健安全法により、感染力のある期間に配慮して症状が回復し集団での生活が可能な状態となってから、登校するように定められています。

新型コロナウイルス感染症については、主治医による「新型コロナウイルス感染症 診断・再登校日証明書」の提出をお願いします。

・医療機関の方へ

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が「2類相当」から「5類」へ移行することに伴い、「新型コロナウイルス感染症 診断・再登校日証明書」を発行いただくこととなりました。

本証明書料につきましては、荒川区医師会との申し合わせにより無料となっております。

診察料は通常診療（保険診療）扱いです。

なお、荒川区医師会所属医療機関以外での医療機関の本証明書料につきましてはこの限りではありません。

荒川区立第六日暮里小学校

年 組

氏名

生年月日

年 月 日

上記の者は、下記の通り新型コロナウイルス感染症に罹患しています。

新型コロナウイルス 感染症

あり（検査日： / ）

なし（臨床診断による）

抗原検査・PCR検査

年 月 日

医療機関

医師氏名

印

発症日・再登校可能日



	発症日	1	2	3	4	5	6	7	8	9
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

登校再開の目安は、① 発症日翌日から5日間経過していること

② 症状が軽快してから1日経過していること

の両方を満たす必要があります。

症状軽快日 年 月 日（保護者の方が記載して下さい。）

再登校日 年 月 日（保護者の方が記載して下さい。）